

東金市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定方針

1 何のための計画か

【社会福祉法第107条 抜粋 一部省略】

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。（=努力規定）

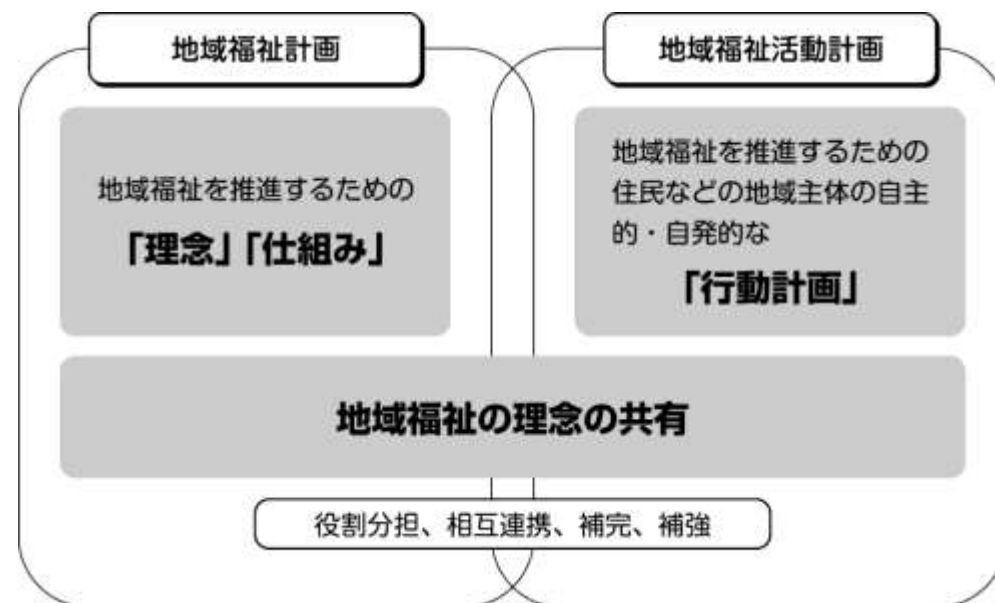
- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事業（平成30年4月の法一部改正により追加）

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に規定された事項。地域福祉推進の主体となるのは地域住民、これらの住民の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策などについて、関係機関などと協議の上、定めるもの。つまり、地域福祉計画とは、地域福祉を推進するための方策をまとめたものであり、福祉における上位計画となる。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画が、前述のとおり、地域福祉を推進するための「理念」「仕組み」である一方で、市町村社会福祉協議会が作成する地域福祉のための実践的な計画が地域福祉活動計画であり、地域福祉を推進するための住民などの地域主体の自主的・自発的な「行動計画」となる。

これら二つの計画は、地域福祉の理念を共有し、相互に連携及び補完するものであることから、本市では従来より一体として策定してきている。

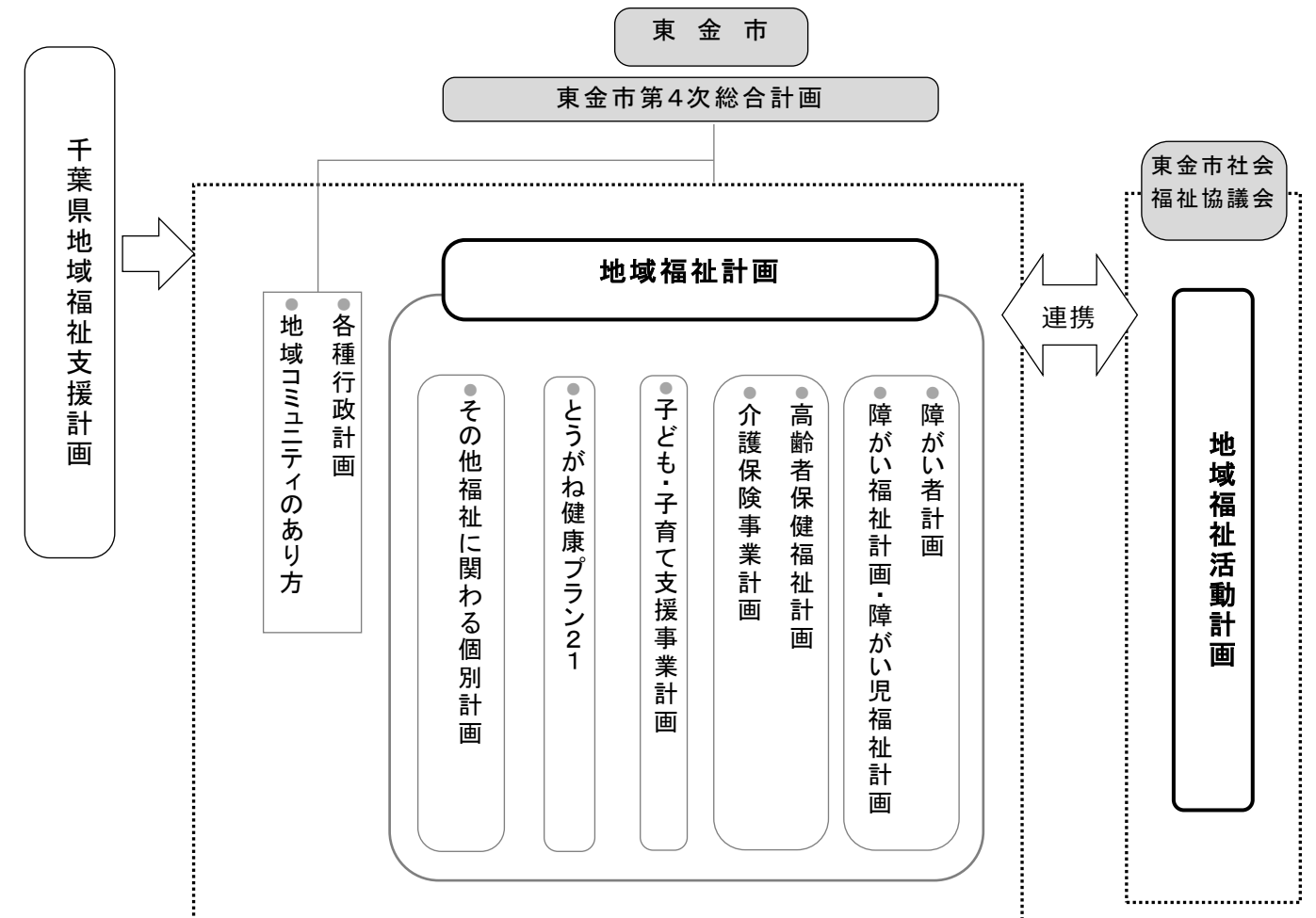


3 第3次計画について

現行の第2次計画の計画期間は、平成29年4月から令和4年3月までの5か年となっている。地域福祉計画及び地域福祉活動計画は必須計画ではないものの、前述のとおり、福祉の上位計画として、地域福祉を推進するための方策をまとめたものであるため、あらたに令和4年4月から第3次計画を策定するものである。

4 関係計画との整合性

計画の策定に当たっては、市の最上位計画である「東金市第4次総合計画」に基づき策定するものとする。また、地域福祉計画は、地域福祉に関連する個別計画を包括する。



5 計画対象期間

令和4年4月から令和9年3月までの5か年とする。これは、第4次東金市総合計画における前期基本計画の策定期間との整合性を図るものである。

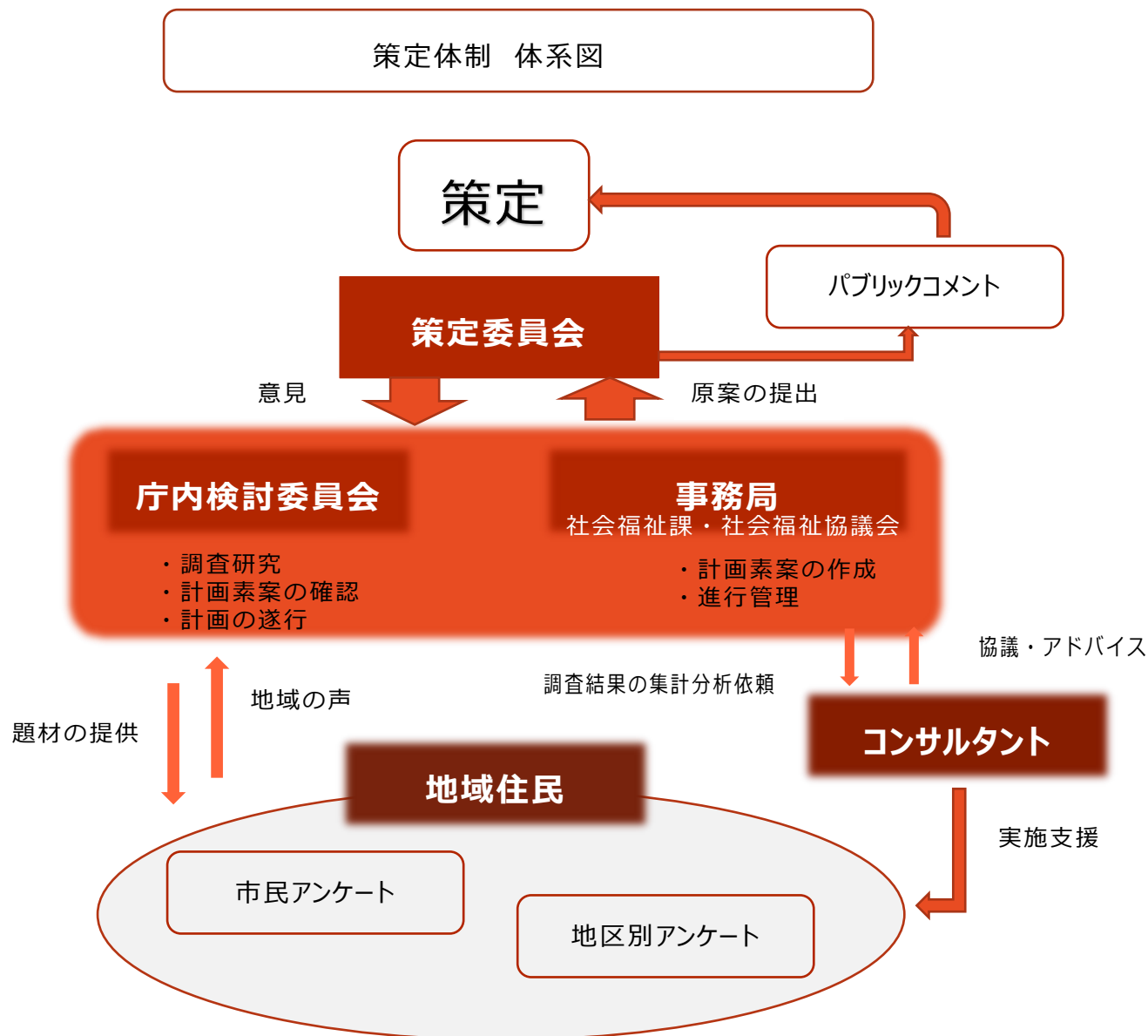
6 計画策定体制

(1)策定委員会による検討

学識経験者及び関係機関代表等による委員構成。15名で構成。3回程度の会議開催。

(2)庁内検討委員会による検討

庁内における検討組織として、関係各課の代表で構成する検討委員会を設置し、計画案の検討を行う



7 計画策定に係る市民意識調査等

(1)アンケート調査の実施

市の現状や課題等を抽出・把握するため、アンケート調査を実施する。地域福祉においては、いわゆるサイレントマジョリティの意見も重要であり、この結果については計画策定の基礎資料として位置づける。調査対象区域は全市域、調査の対象は、市内在住の18歳以上の男女とし、その対象人数は2,000人とした。実施結果は下記のとおり。

調査区分	配布票数	調査対象
意識調査	2,000	住民基本台帳より無作為抽出。郵送による配布・回収。令和3年8月1日から令和3年8月20日を回答期間とした。 有効回収件数：632件（有効回収率：31.6%）

(2)地区別アンケート調査の実施

本計画は、住民主体の計画として機能させることが肝要となっている。このため、第2次計画ではワークショップ形式による地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定懇話会を、各地区ごとに実施し、地域住民の主体的な意見を聴取した。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響拡大、緊急事態宣言下において、ワークショップ的な会合が実施できないことから、これに代わるものとして、地域における主体的な活動をしている団体の代表者に対し、地区社会福祉協議会を通じてアンケートを配付し、地区別地域福祉の進捗状況などについて、その調査を行った。

調査区分	配布票数	調査対象
状況調査	260	地区社会福祉協議会を通じて、各地区ごとに関係団体に依頼。 有効回収件数：185件（有効回収率：71.2%）

(3)パブリックコメントの実施

2月下旬から3月上旬ごろにパブリックコメントを実施し、計画の素案に対する意見や要望等を収集する機会を設ける。

(4)市議会への報告

計画の概要及び計画案について、市議会に対して報告を行う。